

公 告

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

下記行為は、海岸法第7条の規定に違反しているので、所有者、占有者その他当該物件について権限を有するもの（以下「所有者等」という。）に対し、同法第12条1項の規定に基づき、下記期限までに当該物件を海岸保全区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに当該物件を海岸保全区域外へ除却しないときは、海岸法第12条4項の規定に基づき、海岸管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同法第12条10項の規定に基づき所有者等の負担とする。

令和2年6月15日

中国地方整備局長 水谷 誠

1 対象物件

(1) 所在地

広島市中区江波沖町2の海岸保全区域内の護岸

(2) 対象物件

はしご（鉄製、約450cm×約50cm） 一式



2 行為の内容

海岸保全区域内における当該物件の放置

3 除却期限

令和2年7月14日

4 問い合わせ先

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-28

国土交通省中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所
補償・管理グループ（TEL 082-254-6412）